

建築物の木造化・木質化に活用可能な補助事業・制度等一覧 (令和7年度予算概算決定・令和6年度補正)

林野庁

※本資料は、令和7年度政府予算概算決定及び令和6年度補正予算に盛り込まれた補助事業等の内容を踏まえ、各省にも確認の上、林野庁が作成したものです。

※本資料の内容は、各補助事業等の主な情報について掲載したものであり、各事業・制度の詳細については、「問い合わせ先」欄に記載の省庁等へお問い合わせ下さい。

※どの事業が活用しうるのかや補助事業間の違いなど、ご不明な点がございましたら、下記の「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」まで、ご相談ください。

※令和7年度予算については、概算決定段階のものであり、今後、変更や修正の可能性があります。

[建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ]

木材利用促進本部事務局（林野庁林政部木材利用課建築物木材利用促進グループ）03-6744-2626

https://www.contactus.maff.go.jp/rinya/form/riyou/mokuzou_concierge.html



コンシェルジュ
問い合わせフォーム



補助事業・制度等一覧
掲載ページ

整理 番号	所 管 省 庁	名 称	概 要	対 象、事業実施 主体	主 な 要 件	補 助 率・ 補 助 内 容	令和7年度 予算額 (令和6年度 補正予算事 業・制度につ いては、予算 額を記載)	施設の用途																住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材 利用促進協 定 ※に対する 優先的支援	問合せ先	関連 ウェブサイ ト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
								非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
								公共建築物											民間 非住宅建 築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
								学校	こども園・ 幼稚園・保 育所	老人福祉 施設	社会福祉 施設	病院・医療 施設	公民館	社会教育 施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港													高速道路 S A・道の 駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
＜施設整備への支援＞																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
1	農 林 水 産 省 （ 林 野 庁 ）	林業・木材産業 循環成長対策の うち木材需要拡 大・木材産業基 盤強化対策 （うち木造公共 建築物等の整 備）	公共建築物の木造 化・内装木質化	地方公共団体、 民間事業者等	○延べ1000人/年以上の 利用者が見込まれる非営 利目的の施設であること ○対象施設の延べ面積が 原則300㎡以上であるこ と ○木造化の場合は、対象 施設の地域材利用量が 0.18㎡/㎡以上であるこ と ○木質化の場合は、木質 化事業面積が300㎡以上 かつ地域材50%以上であ ること ○木造化の場合は、構造 耐力上主要な部分に用い る製材品について、原則 として、J A S 製材品を 使用すること ○クリーンウッド法に基 づき合法性が確認された 木材等を使用すること。	○公共建築物等の木造 化：交付対象の建設工 事費の15%以内（た だし、CLT活用等のモデ ル性が特に高いものは 1/2以内） ○公共建築物等の内装 木質化：交付対象の木 質化事業費の1/2以内 （ただし、建築工事費 の3.75%を超えないこ と）	62億円の内数	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和7年度 予算額 (令和6年度 補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材 利用促進協定※に対する 優先的支援	問合せ先	関連 ウェブサイト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
								非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
								公共建築物										民間 非住宅建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署												駅・空港	高速道路SA・道の駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
2	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち建築用木材供給・利用の強化（うち木造公共建築物等の整備）	公共建築物の木造化・内装木質化	地方公共団体、民間事業者等	○延べ1000人/年以上の利用者が見込まれる非営利目的の施設であること ○対象施設の延べ面積が原則300㎡以上であること ○木造化の場合は、対象施設の地域材利用量が0.18m ³ /㎡以上であること ○木質化の場合は、木質化事業面積が300㎡以上かつ地域材50%以上であること ○木造化の場合は、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、原則として、JAS製材品を使用すること ○クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。	○公共建築物等の木造化：交付対象の建設工事費の15%以内（ただし、CLT活用等のモデル性が特に高いものは1/2以内） ○公共建築物等の内装木質化：交付対象の木質化事業費の1/2以内（ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと）	459億円の内数 ※R6補正	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○</

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物										住宅								
								公共建築物																		
								子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅	民間非住宅建築物							
3	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策のうち高性能林業機械等の導入（うち効率化施設整備）	効率的な作業の実施による生産性の向上又はこれと併せて労働強度の軽減等作業環境の改善等を図るために必要な施設の整備を支援	森林整備法人等、選定経営体	○受益範囲において、素材の生産量若しくは素材の生産性の目標が原則として都道府県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること ○施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする こと 等	○効率化施設整備：1/2以内	62億円の内数										山元貯木場管理棟		○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	林業生産施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁経営課 TEL：03-3502-8055 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/fukin3.html		
4	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち木材加工流通施設等の整備）	需要者ニーズに対応した木材製品の安定的・効率的な供給体制の構築に必要な木材加工流通施設等の整備を支援	森林組合、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	○受益範囲において、当該加工部門の地域材利用量等の目標が原則として都道府県の目標値以上又は目標値の伸び率以上であること ○事業実施主体は、一定量の地域材の利用の増大を目的として、木材安定取引協定の締結を行うこと ○製材等については、「クリーンウッド法」等に準拠した合法性が証明された木材等を使用すること 等	1/2以内等	62億円の内数										製材工場、集成材工場等の製品保管倉庫等		○製品保管倉庫等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○製品保管倉庫等の整備にあたっては、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JASの格付けされたもの、かつ、地域材を利用すること	木材加工流通施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する製品保管倉庫等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/fukin2.html		
5	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち木質バイオマス利用促進施設整備）	木質バイオマスの利用促進に必要な施設の整備を支援	地方公共団体、民間事業者等	○木質バイオマス資源の活用促進に資するもので、先進的かつモデル的な全国への波及効果の高い施設であること ○地域に賦存する木質バイオマスの総合的かつ計画的な利活用のために必要な施設であること 等	○木質バイオマス供給施設整備 未利用木質資源の燃料製造・供給に向けた取組は1/3（※1）（※2） ○木質バイオマスエネルギー利用施設整備 未利用木質資源の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は1/3（※1） ※1 「地域内エコシステム」の構築等に資する取組である場合、補助率は1/2 ※2 FIT・FIP発電所への供給を主な目的とする取組の場合は、各種条件により補助率1/2、1/3、15%	62億円の内数											木質バイオマス供給施設及び木質バイオマスエネルギー利用施設の建屋等		建屋等の整備においては、原則として木造。ただし、法令による制限やコスト等の観点から困難である場合は、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること	木質バイオマスの利用推進に必要不可欠と認められる建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。		林野庁木材利用課 TEL：03-6744-2297 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kou-zoukaizen/fukin2.html	

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途													住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物										民間非住宅建築物									
								公共建築物																			
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅								
6	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（うち特用林産振興施設等整備）	地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援	森林組合、農業協同組合、林業者等の組織する団体等	○受益範囲において、当該特用林産物の生産量若しくは生産性若しくは生産コストの目標が原則として都道府県の目標値以上または目標値の伸び率以上であること ○特用林産物の生産原料資材等に木材又は竹材を利用する施設の場合、5年以上の期間、地域の木材を年間おおむね100m3以上利用する協定等を締結すること 等	○生産・加工流通施設：1/2以内	62億円の内数											特用林産物生産施設等の建屋等		○建屋等の整備にあたっては、法令の制限やコスト、施設の特性等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○使用する木材は、合法伐採木材であること	特用林産振興施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する建屋等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁経営課 特用林産対策室 TEL：03-3502-8059 各都道府県林務部局	https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/kouzoukaizen/koufukin2.html			
7	農林水産省（林野庁）	花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギ材需要拡大（うち花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備）	スギ材を一定量活用する木材加工流通施設等の整備や、需給緩和への対応に資する製品保管庫や原木ヤード等の整備を支援	森林組合、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	○スギ材を一定量（原木消費量の50%以上）活用する施設であること 等	1/2以内等	56億円の内数※R6補正											製材工場、集材工場等の製品保管倉庫等		○製品保管倉庫等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○製品保管倉庫等の整備にあたっては、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JASの格付けされたもの、かつ、地域材を利用すること	木材加工流通施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する製品保管倉庫等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 各都道府県林務部局				
8	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち林業・木材産業の生産基盤強化（うち木材加工流通施設等の整備）	合板・製材・集成材工場等の大規模・高効率化、低コスト化、工場間連携や多品目への転換や輸出拡大に資する木材製品の高付加価値化等に向けた木材加工流通施設等の整備を支援	森林組合、木材関連事業者等の組織する団体、地域材を利用する法人等	○生産の大規模・高効率化を図る木材加工流通施設を整備する場合にあつては、受益範囲において、1日当たりの木材（原木）処理量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であること。 ○低コスト化又は品目転換を図る木材加工流通施設を整備する場合にあつては、1人又は1時間当たりの労働生産性の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した平均増加率を上回ること。 等	1/2以内	459億円の内数※R6補正											製材工場、集材工場等の製品保管倉庫等		○製品保管倉庫等の整備にあたっては、法令の制限やコスト等の観点から、木造であることが困難な場合を除いて、原則として木造 ○製品保管倉庫等の整備にあたっては、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、JASの格付けされたもの、かつ、地域材を利用すること	木材加工流通施設等の整備を支援するものであるため、当該施設等と一体的に整備する製品保管倉庫等については、支援の対象	各都道府県の林務部局にお問い合わせください。	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2292 各都道府県林務部局				

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度 予算額 (令和6年度 補正予算事 業・制度につ いては、予算 額を記載)	施設の用途														住宅	木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材 利用促進協 定※に対する 優先的支援	問合せ先	関連 ウェブサイ ト	
								非住宅建築物																					
								公共建築物										民間 非住宅建 築物											
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署		駅・空港	高速道路SA・道の駅									
9	農林水産省（畜産局）	強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組を支援。	都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等	○受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上であること。 ○成果目標の基準を満たしていること。 等	1/2以内等	120億円の内数											○ (農業用の産地基幹施設)	○木材利用の有無は経営体の判断による ○家畜飼養管理施設のうち畜舎、フリーストール牛舎、ミルクキングバーラー、鶏舎については、500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、500㎡を超える施設についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする	当該事業は消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる家畜飼養管理施設等の産地の基幹施設の整備を支援することを目指すとしており、施設の木造化そのものを支援するものではない	各都道府県にお問い合わせください。	畜産局企画課 TEL：03-3501-1083							
10	農林水産省（農産局）	共同利用施設の整備支援のうち強い農業づくり総合支援交付金（産地基幹施設等支援タイプ（生産技術高度化施設の整備））	高付加価値化や生産コストの低減など、産地の収益力強化や合理化を図る取組等の整備を支援	都道府県、市町村、農業者の組織する団体、公社等	○受益農業従事者（農業の常時従事者（原則150日以上））が5名以上であること。 ○成果目標の基準を満たしていること。 等	1/2以内等	120億円の内数											○ (低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設) ※建築物かどうかの判断は建築主事による	資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定、以下同じ。）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする	当該事業は消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図るため、産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる低コスト耐候性ハウス等の産地の基幹施設の整備を支援することを目指すとしており、施設の木造化そのものを支援するものではない	各都道府県にお問い合わせください。	農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室：03-3593-6496	https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi/nougyou/tututi/R7/250107.html(掲載予定)						
11	農林水産省（農産局）	産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策（生産技術高度化施設の整備）	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な施設の整備等を支援	地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）」に参加する農業者、農業者団体等	○産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）において基準を満たした成果目標を定めること ○面積要件等を満たしていること 等	1/2以内等	110億円の内数 ※R6補正											○ (低コスト耐候性ハウス等の生産技術高度化施設) ※建築物かどうかの判断は建築主事による	資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定、以下同じ。）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする	当該事業は今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得できるよう、産地の収益力強化に向けた取組に必要となる低コスト耐候性ハウス等の施設の整備を支援することを目指すとしており、施設の木造化そのものを支援するものではない	各都道府県にお問い合わせください。	農産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室：03-3593-6496	https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi/nougyou/sanchipu.html						

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物										住宅									
								公共建築物																			
								学校	子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅	民間非住宅建築物							
12	農林水産省（農村振興局）	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出整備事業）	定住促進・交流対策型：農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援	計画主体：都道府県・市町村 事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者が組織する団体等	活性化法に基づく活性化計画を策定 延べ床面積1,500㎡以上は補助対象外、施設の上限事業費は29万円/㎡	1/2等（国費上限額4億円）	87.14億円の内数									○			○ (新規就農者等の定住用の滞在施設)	コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと	個人財産への交付、施設の単純更新は不可	農林水産省HPに掲載	農林水産省 地域整備課 TEL：03-3501-0814				
13			産業支援型：多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備を支援	事業実施主体：農林漁業者が組織する団体、中小企業者	①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要 ①六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画 ②農工商等連携促進法に基づく農工商等連携事業計画 ③都道府県若しくは市町村が策定する戦略	3/10、1/2以内（国費上限額原則1億円）											○ (農林水産物加工・販売施設等)			個人財産への交付、施設の単純更新は不可 多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組による農林漁業者等の所得向上を目指すための事業であること	各都道府県にお問い合わせください。	農林水産省都市農村交流課 TEL：03-6744-2497					
14			農泊推進型：農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、一棟貸し施設、体験・交流施設等の整備を支援	事業実施主体： ①市町村、地域協議会の中核となる法人等 ②地域協議会と農家民泊経営者等との連携体	市町村以外を事業実施主体とする場合は、事業実施主体となる団体等が農泊実施の中心的な役割を担っていること等	①市町村・中核法人実施型 1/2以内（国費上限額2,500万円等） ②農家民泊経営者等実施型 1/2以内（国費上限額1,000万円等）											○ (農泊の推進に必要なもの)			農泊の推進に必要な施設が対象 施設の単純更新は不可 対象施設が処分制限期間又は10年間のいずれか長い期間にわたり農泊の推進に活用される場合に限り、施設の所有者が市町村である場合には賃貸借契約又は賃貸借契約を、施設の所有者が市町村ではない場合には賃貸借契約を結ぶこと	農林水産省HPに掲載	農林水産省都市農村交流課 TEL：03-3502-5946	https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html				
15			農福連携型：障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備を支援。	事業実施主体：農林水産業を営む法人、社会福祉法人、民間企業等	障害者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者(障害者との組み合わせに限り、過半は障害者とする)または要介護認定された高齢者が、事業実施前から目標年度(事業着手後3年目)までに5名以上増加すること等	1/2以内（国費上限額1千万円等）											○ (農産物加工・販売施設等)			個人財産への交付、施設の単純更新は不可	農林水産省HPに掲載	農林水産省都市農村交流課 TEL：03-3502-0033					

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途																木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物												民間非住宅建築物	住宅								
								公共建築物																					
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅										
16	農林水産省（水産庁）	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業及び海産物推進事業	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた共同利用施設の整備等に対し支援	地方公共団体、漁業協同組合等	各地域の浜の活力再生プランにおける取組内容に当該施設の整備が位置付けられていること等	交付率（1/2等）	20億円の内数												○ （漁業共同利用施設）				都道府県を通じての交付金となっています。		水産庁防災漁村課 TEL：03-6744-2391	http://www.ifa.maff.go.jp/i/bousai/koufukin/index.html			
17	国土交通省	優良木造建築物等整備推進事業	木造化の普及に資する優良な木造建築物や先導的な設計・施工技術が導入される木造建築物への支援	地方公共団体、民間事業者等	（普及枠） ○主要構造部に木材を一定以上使用するもの ○耐火構造又は準耐火構造とすることが求められるものかつ、一定規模以上のもの ○用途が、不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの ○多数の利用者等に対する木造建築物の普及啓発に関する取組がなされるもの ○伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされるもの 等 （先導枠） 上記の要件並びに下記を満たすもの ○構造・防火面で先導性に優れた設計又は施工技術が導入されるとともに、耐久性にも十分な配慮がなされたもの ○木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するもの 等	（普及枠） ○調査設計計画費：木造化に係る費用の1/2以内 ○建設工事費：木造化による係増し費用の1/3以内。または、建設工事費の7%以内 （上限額：2億円） （先導枠） ○調査設計計画費：木造化にかかる費用の1/2以内 ○建設工事費：木造化による係増し費用の1/2以内。または、建設工事費の10%以内 （上限額：3億円）	373.4億円の内数	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供するもの（劇場、病院、ホテル、共同住宅、学校、児童福祉施設、美術館、百貨店、商業施設、展示場、事務所等）	○ （共同住宅に限る）	主要構造部に木材を一定以上使用するものであること		評価事務局HPに掲載		国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 TEL：03-5253-8111	http://www.sendo-shien.jp/06/			

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理 番号	所管 省庁	名称	概要	対象、事業実施 主体	主な要件	補助率・ 補助内容	令和7年度 予算額 (令和6年度 補正予算事 業・制度につ いては、予算 額を記載)	施設の用途															木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材 利用促進協 定 ※に対する 優先的支援	問合せ先	関連 ウェブサイト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
								非住宅建築物												民間 非住宅建 築物	住宅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
								公共建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
								こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
学校	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	地方財政法第5条第5号に規定する 公共施設又は公用施設で、 普通会計で整備するものが対象。			〇																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
18	総務省	(地方財政措置) 地域活性化事業債		地方公共団体	一般的に地域木材を利用した施設の整備が対象	〇充当率：起債対象経費の90%以内 〇交付税措置：地方債の元利償還金の30%を基準財政需要額に算入	—																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト	
								非住宅建築物												民間非住宅建築物							住宅
								公共建築物																			
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅								
21	環境省	戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業	戸建住宅のZEH、ZEH+化、高断熱化による省エネ・省CO2化を支援	戸建住宅を新築する者	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）戸建住宅またはZEH+戸建住宅	①ZEH化戸建住宅への定額補助:55万円/戸 ②ZEH+戸建住宅への定額補助:90万円/戸	55.5億円の内数												○	CLT一定量以上使用で別途補助		執行団体のHPに記載		環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室/住宅・建築物脱炭素化事業推進室 TEL:0570-028-341			
22	環境省	集合住宅の省CO2化促進事業	集合住宅の省エネ・省CO2化、断熱リフォームを支援	集合住宅を新築する者	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）集合住宅 ①新築低層ZEH-M（3層以下） ②新築中層ZEH-M（4～5層） ③新築高層ZEH-M（6～20層）	①新築低層ZEH-M（3層以下）への定額補助:40万円/戸 ②新築中層ZEH-M（4～5層）への定率補助:補助率1/3以内（上限50万円/戸） ③新築高層ZEH-M（6～20層）への定率補助:補助率1/3以内（上限40万円/戸）ただし、より高性能な案件（断熱等性能等級6以上かつ基準一次エネルギー消費量から30%以上の一次エネルギー消費量削減となる案件）については50万円/戸	29.5億円の内数												○	①②③について、CLT一定量以上使用で別途補助 ③について、補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業について優先採択枠を設ける		執行団体のHPに記載	○	環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 TEL:0570-028-341			
23	経済産業省	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）実証事業	先進的な技術等の組み合わせによる民間の大規模建築物のZEB化の実証を支援	民間企業等	○BELSによるZEB認証の取得 ○「ZEBプランナー」の関与 ○WEBPRO未評価技術のうち1項目以上の導入 ○要件を満たすBEMS導入 ○エネルギー区分ごとの計測・計量・データ収集・分析・評価 ○ZEBリーディング・オーナーへの登録等	補助対象経費の2/3以内	55億円の内数												○	CLT等の新たな木質材料を一定量以上使用した場合に優先採択予定	対象は、大規模建築物（新築:10,000㎡以上、既築2,000㎡以上）に限る			資源エネルギー庁省エネルギー課 TEL:03-3501-9726	https://sii.or.jp/zeb06/public.html#second		

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物										住宅									
								公共建築物																			
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅	民間非住宅建築物							
24	文部科学省	公立学校施設整備費負担金	公立の義務教育諸学校における教育の円滑な実施を確保するため、公立学校建物の施設整備に要する経費の一部を負担	地方公共団体	○公立小中学校等における教室の不足を解消するための校舎の新増築 ○公立小中学校等を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新増築等	原則1/2	629億円の内数	○公立												①脱炭素社会の実現に資するため、補助単価において学校施設の内装木質化を標準化 ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を加算	各都道府県、各市町村の教育委員会へお問い合わせ下さい。	文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL：03-6734-2000	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm				
25	文部科学省	学校施設環境改善交付金	学校施設の老朽化対策や耐震化をはじめとした環境整備を図り、経年劣化により安全性・機能性に支障のある老朽施設を改善するなど、設置者が行う公立学校施設整備に必要な経費を支援する	地方公共団体	○構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過した建物の長寿命化改良。 ○構造上危険な状態にある建物の改築等	原則1/3	52億円の内数	○公立幼稚園												①脱炭素社会の実現に資するため、補助単価において学校施設の内装木質化を標準化 ②地域材を活用して木造施設を整備する場合、補助単価を加算	各都道府県、各市町村の教育委員会へお問い合わせ下さい。	文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課 TEL：03-6734-2000	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/zitumu.htm				
26	文部科学省	国立大学法人等施設整備費補助金	国立大学法人等が行う施設・設備の整備及び不動産の購入に要する経費に対して補助	国立大学法人 国立高等専門学校 大学共同利用機関法人	国立大学法人等が行う補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内で補助金を交付	定額	364億円の内数	○国立	○国立大学附属こども園、幼稚園			○国立大学附属病院										文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部計画課 TEL：03-6734-2300					

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主要要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト		
								非住宅建築物										民間非住宅建築物									住宅	
								公共建築物																				
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署											
27	文部科学省	私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費） ①私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費）、 ②私立高等学校等施設高機能化整備費）	私立大学等の教育研究の充実と質的向上を図ることを目的として、私立大学等の施設の整備等に係る経費の一部を補助	学校法人等	文部科学省の「私立大学等経常経費補助金」において、前年度及び当該年度に、不交付又は減額の措置を受けていないこと及び受ける可能性がないこと 等	①1/2以内等 ②1/3以内等	46億円の内数	○私立														①大学等（大学・短期大学・高等専門学校）・専修学校、②高等学校等（小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校）の区分毎に事業が分かれている			(大学等・高等学校等) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/002/015.htm https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/002/003/001.htm (専修学校) 文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室 TEL：03-5253-4111 (内線3280)			
28	文部科学省	私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）	幼児教育の振興を図るため、私立幼稚園の新設及び増築等に係る経費の一部を補助	学校法人	新築及び増築の場合、交付決定年度中に設置認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度から幼稚園を開設すること 等	1/3以内 (倒壊等の危険性が高い(Is値0.3未満)施設の耐震補強工事は1/2以内)	4.5億円の内数		○私立幼稚園														各都道府県の私立学校主管課へお問い合わせ下さい。		文部科学省初等中等教育局幼児教育課 TEL：03-6734-2714			
29	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金	「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するため、各都道府県に基金を設置し必要な事業を実施	地方公共団体医療法人 社会福祉法人等	都道府県が定める計画に基づいて実施されるものであること 等	○医療施設：都道府県において設定 ○介護施設：定額	医療分：613億円の内数 介護分：252億円の内数			○		○										介護施設にあっては、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮			各都道府県の医療・介護担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省医政局 TEL：03-3595-2194 厚生労働省老健局 TEL：03-3595-2888 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000060713_00001.html		
30	厚生労働省	医療施設等施設整備費補助金	へき地・離島の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、離島を含むへき地に所在する医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの	都道府県等	へき地保健医療対策等実施要綱に基づいて実施する事業であること 等	1/2、1/3	21億円の内数					○									医師住宅			各都道府県の医療担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省医政局 TEL：03-3595-2194			

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途													木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物										民間非住宅建築物	住宅							
								公共建築物																		
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署			駅・空港						
31	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	障害者の社会参加支援及び地域移行をさらに推進するため、地域移行の受け皿として通所施設等の整備を促進するなど、自治体の整備計画に基づく整備を推進する	社会福祉法人等 等	地方自治体が策定する整備計画に位置づけられ、真に緊急性及び必要性の高い整備を対象とすること	1/2	50億円の内数				○										障害福祉サービス事業所等においては、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮		各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 TEL：03-3595-2528		
32	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づく施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、計画的な施設等の整備、入所者等の福祉の向上を図るとともに、障害者が利用する施設等の安全・安心を確保するため、耐震化整備や非常用自家発電整備の設置、浸水対策等を速やかに実施する	社会福祉法人等 等	地方自治体が策定する整備計画に位置づけられ、真に緊急性及び必要性の高い整備を対象とすること	1/2	108億円の内数※令和6年度補正				○										障害福祉サービス事業所等においては、施設の木造化・木質化等の木材利用等を行うものを優先的に選定するよう配慮		各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 TEL：03-3595-2528		
33	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する	市区町村 等	市区町村が策定する整備計画に基づいて整備されるものであること	国：1/2、市区町村：1/4、設置主体：1/4等	245億円の内数		○就学前教育・保育施設														各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	こども家庭庁成育局保政策課 TEL：03-6858-0043 こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設等業務調整担当室 TEL：03-6863-0286		
34	こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	次世代育成支援対策を推進することを目的に、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づき、児童福祉施設等を設置する経費に充てるための交付金	都道府県社会福祉法人等 等	都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づいて整備されるものであること	定額（1/2相当、児童館は原則1/3相当）	67億円の内数			○児童福祉施設等													各都道府県・指定都市・中核市の福祉担当部局へお問い合わせ下さい。	こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付施設等業務調整担当室 TEL：03-6863-0286		

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
								非住宅建築物										民間非住宅建築物	住宅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
								公共建築物																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
								子ども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港			高速道路SA・道の駅																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
35	子ども家庭庁	子ども・子育て支援施設整備交付金	子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設を整備する経費に充てるための交付金	市町村	市町村が策定する事業計画に基づいて整備されるものであること等	①市町村が整備を行う場合 ②市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 (1)放課後児童クラブ整備費 ①国：1/3都道府県、市町村：各1/3 ②国：2/9都道府県、市町村：各2/9社会福祉法人等：1/3 等 (2)病児保育施設整備費 ①国：1/3 都道府県、市町村：各1/3 ②国：3/10 都道府県、市町村：各3/10 社会福祉法人等：1/10	91億円の内数																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途														木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物										民間非住宅建築物	住宅								
								公共建築物																			
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署			駅・空港	高速道路SA・道の駅						
38	日本政策金融公庫	【中小企業事業・国民生活事業】 新企業育成貸付、企業活力強化貸付、環境・エネルギー対策貸付、セーフティネット貸付、一般貸付ほか	中小企業・小規模事業者の施設・設備の導入を行うための資金を貸付	中小企業・小規模事業者	独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるもの	○貸付限度額（例） 【中小企業事業】 7億2千万円ほか 【国民生活事業】 7千2百万円（うち運転資金4千800円）ほか ○貸付利率 主要利率一覧表 (https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html) ほか	—	○	○	○	○	○						○	店舗・工場・事務所などの事業用建築物			「施設の用途」欄に該当する場合であっても、資金により詳細な要件が定められているため、日本政策金融公庫各支店に要確認	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/index.html	日本政策金融公庫中小企業事業・国民生活事業各支店 (https://www.jfc.go.jp/n/branch/)			
39	(独)福祉医療機構	福祉貸付事業	老人福祉施設、保育所や障害のある方を支援する施設などの社会福祉施設を整備する際に必要となる建築資金等を貸付	社会福祉法人一般社団（財団）法人 学校法人等	土地、建物、地上権のいずれか又は全てに担保を設定すること	○融資限度額 （実際事業費－法的・制度的補助金）× 融資率 ○貸付利率 金銭消費貸借契約締結時の利率を適用 最新の利率は機構のHP(https://www.wam.go.jp/hp/)で確認	—		○保育所・こども園	○	○									木材の利用による木造施設の整備について、融資率を引き上げる優遇融資を実施	償還期間は、貸付金の種類及び貸付金額の区分に応じ、機構が決定	https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/	独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部福祉審査課融資相談係 TEL：03-3438-9298				

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途																木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定 ※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物												民間非住宅建築物	住宅								
								公共建築物																					
								子ども園・幼稚園・保育所	学校	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅										
40	農林水産省（林野庁）	建築用木材供給・利用強化対策のうち森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業（うち都市における木材需要の拡大）	都市部における木材利用の強化等を図るため、建築用木材の利用実証の取組を支援	民間事業者等	都市木利用拡大宣言等を登録した者であること	木質耐火部材、JAS構造材、内装材、木製サッシの調達費等への助成	10億円の内数	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅及び4階以上の戸建住宅	木質耐火部材、JAS構造材、内装材や木製サッシを使用する実証であること（中層建築物に重点化）	・木質耐火部材の補助とJAS構造材の補助を併用することはできない ・同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2295	https://toshimokuzai.jp/		
41	農林水産省（林野庁）	建築用木材供給・利用強化対策のうち森林を活かす都市の木造化等促進総合対策事業（うち強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造に係る技術開発・普及）	建築物における実証を通じて、高い普及性が見込まれる新たな技術等の開発や再検証・改善を行う事業を支援	民間事業者等	カーボンニュートラルの貢献に向けて、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量などの検証をすること	技術等の開発や再検証・改善費用（定額）と建築費等（3/10以内）への助成	10億円の内数	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	○	非住宅・中高層建築物の木造化・木質化（防耐火規制の合理化など建築関係法令改正に対応した建築等に関する取組を含む。）、高い普及性が見込まれる工法（ツーバイフォー工法等）の検証、建築物の省エネ性能の向上に伴う重量化への対応に向けた、新たな技術を活用した実証であること	・同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2295	https://www.howtec.or.jp/publics/index/362/		
42	農林水産省（林野庁）	建築用木材供給・利用強化対策のうちCLT・LVL等の建築物への利用環境整備事業（うちCLTを活用した先駆的な建築物の建設等支援）	協議会方式によるCLT建築物の設計・建築実証の取組を支援	民間事業者等	先駆性又は普及性のあるCLTを活用した建築物の設計・建築等の実証であること	協議会運営費等（定額）や設計費・建築費（3/10以内、特に普及性や先駆性の高いものは1/2以内）への助成	10億円の内数	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅（分譲・個人住宅は対象外）	CLTを活用した建築物の実証であること	・同一の対象で、他の国からの補助や助成を原則併用することはできない ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2294	https://cltijs-hou.org/		
43	農林水産省（林野庁）	花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギ材の需要拡大（うち花粉症対策木材利用促進）	中小工務店等の事業者に対して、住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用を図るための取組を支援	民間事業者等	スギJAS構造材等を利用した建築を行うこと	住宅分野におけるスギJAS構造材等の利用を図るための取組に係る経費への助成	56億円の内数 ※R6補正														○	花粉症対策として住宅分野においてスギJAS構造材等の利用を図るための取組を行うこと	林野庁が採択した事業実施主体が、助成事業を公募する。		林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2295				

※脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36条、通称「都市（まち）の木造化推進法」）第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定

整理番号	所管省庁	名称	概要	対象、事業実施主体	主な要件	補助率・補助内容	令和7年度予算額 (令和6年度補正予算事業・制度については、予算額を記載)	施設の用途																木材利用の位置づけ	留意事項等	公募情報等	建築物木材利用促進協定※に対する優先的支援	問合せ先	関連ウェブサイト
								非住宅建築物												住宅									
								公共建築物																					
								学校	こども園・幼稚園・保育所	老人福祉施設	社会福祉施設	病院・医療施設	公民館	社会教育施設	庁舎	消防署	警察署	駅・空港	高速道路SA・道の駅										
44	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策(うちCLT建築実証支援事業のうちCLT建築実証事業)	協議会方式によるCLT建築物の設計・建築実証の取組を支援	民間事業者等	先駆性・普及性のあるCLTを活用した建築物の設計・建築等の実証であること	協議会運営費等（定額）や設計費・建築費（3/10以内、特に普及性や先駆性の高いものは1/2以内）への助成	459億円の内数 ※R6補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅（分譲・個人住宅は対象外）	CLTを活用した建築物の実証であること	・同一の対象で、他の国からの補助や助成を原則併用することはできない。 ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-2294	https://eltijs-hou.org/cgi-bin/disp.cgi?nq=201&mode=ist&subcode1=10019			
45	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち木材製品の消費拡大対策(うちJAS構造材実証支援事業)	JAS構造材を活用した建築実証を支援	民間事業者等	JAS構造材活用宣言を登録した者であること	調整中	459億円の内数 ※R6補正	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	○※1	事務所、工場、店舗、宿泊施設その他の用途	集合住宅及び4階以上の戸建住宅	JAS構造材を使用する実証であること	・同一の対象で、他の国や地方公共団体等からの補助や助成を原則併用することはできない。 ・「施設の用途」については、前年度の支援内容を記載。 ※1：公共建築物は国以外が建てる建築物に限る	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する。	○	林野庁木材産業課 TEL：03-6744-0583	https://www.jas-kouzouza.jp/			
46	農林水産省（林野庁）	林業・木材産業国際競争力強化対策のうち木材製品の消費拡大対策のうち外構部等の木質化対策支援	非住宅及び住宅の外構部等について、木質化を実証的に行う場合に支援	民間事業者等	これまで木材があまり使われていない建築物の外構部等について、類似事例の拡大が期待できる木質化を実証的に行うものであること	木材の調達費等の一部を支援	459億円の内数 ※R6補正	建築物の外構(木塀・ウッドデッキ等)が対象。詳細は「公募情報等」欄に記載した者が決定。												建築物の外構部等の木質化の実証であること	同一の対象で他の国からの補助や助成を原則利用することはできない	林野庁が採択した事業実施主体が、実証事業を公募する		林野庁木材利用課TEL：03-6744-2626	https://www.kinohe.jp/				
47	農林水産省（林野庁）	木材需要の創出・輸出力強化対策（うち地域における非住宅木造建築物整備推進）	地域における建築物の木造化・木質化を促進するため、建築物での木材利用促進に取り組む地域協議会等に対して、専門家を派遣して技術的に支援	地域協議会等	非住宅建築物の木造化・木質化に取り組む地域協議会等であること	事業実施主体が、専門家を派遣し、地域協議会等の取組を技術的支援	0.6億円の内数	地域協議会等による建築物への木材利用促進に向けた取組への支援であり、建築物の用途は問わない(ただし、戸建て住宅のみを対象とする取組は対象外)												地域において建築物の木造化・木質化に向けた取組を行うものであること	設計費や工事費用など、建築に係る費用を補助する事業ではない	林野庁が採択した事業実施主体が、技術的支援を求める地域協議会等を公募する	○	林野庁木材利用課：03-6744-2626	http://mokuzouka.kiwoikasu.or.jp/				

※炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36条、通称「都市(まち)の木造化推進法」)第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定